

基徴収発0120第1号

平成27年1月20日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

労働保険料の徴収に関する会計検査院からの指摘に対する対応について

標記については、平成27年1月20日付け基発0120第2号「労働保険料の適正徴収の徹底について」により指示されたところであるが、労働保険料の徴収に関する事務処理に当たっては下記に留意のうえ遺漏なきを期されたい。

記

1 不当事項とされた労働保険料等の徴収過不足関係

労働保険料等の適正徴収については、平成26年3月31日付け基労徴発0331第3号「平成26年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」により指示している以下の事項について、確実に履行を図ること。

(1) 事業主等に対する周知徹底

労働局ホームページへの掲載や各種説明会等あらゆる機会を通じて事業主及び労働保険事務組合等に対して関係法令等の周知徹底及び指導を図ること。

(2) 的確な調査等の実施

事業主等から提出された申告書の内容の審査及び確認事務の一層の徹底を図るとともに、より効率的・効果的な労働保険料算定基礎調査の実施を図ること。

2 処置要求事項とされた未手続事業に係る認定決定及び保険料の徴収関係

(1) 4月1日から法定納期限である7月10日までに認定決定を行う場合

ア 納入告知書の交付前であっても、事業主が納付すべき確定保険料の存在を承認した場合には消滅時効の中断効果が発生する。

よって、法定納期限間際に算定基礎調査を実施し、法定納期限までに認定決定及び納入の告知を行うことができないおそれがある場合には、事業主から承認書（別添参考）を徴するとともに、処理経過の事跡を残すこと。

イ 認定決定の対象年度については、平成23年3月31日付け基労徴発第0331第2号「認定決定の対象となる労働保険料等の年度について」に留意し、適正な認定決定を行うよう関係職員に対し、再度、周知徹底を図ること。

(2) 保険事故により認定決定を行う場合

ア 保険事故の場合には、労災保険または雇用保険のいずれか一方を認定決定することなく、両保険分の保険料を適正に算定し、遡及して徴収することになるので、速やかに職権成立手続を行い認定決定すること。

イ 保険料の徴収については、昭和60年12月13日付け労徴発第77号「労働保険未加入事業場に係る労働保険料の取扱いについて」に留意し、適正な認定決定を行うよう関係職員に対し、再度、周知徹底を図ること。

(3) 労働保険料について改めて認定決定する場合

保険事故が発生し認定決定を行った際に、労災保険料あるいは雇用保険料のいずれか一方の保険料しか徴収しておらず、先に行った認定決定を取り消し、改めて認定決定を行う場合には、対象とする年度の労働保険料徴収権が、時効により消滅していないか留意すること。

3 会計実地検査により指摘を受けた労働局における是正措置状況
平成27年2月3日までに当職あて報告すること。

【ひな形】

法定納期限間際に算定基礎調査を実施し、法定納期限までに納入の告知を行うことができないと想定される場合に使用する「債務承認書」

別添

承認書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく保険料について、平成〇〇年度第〇期分、平成〇〇年度第〇期分、平成〇〇年度第〇期分の保険料及び平成〇年度分一般拠出金の存在があることを承認します。ただし、金額を確定させるものではありません。

- 債務承認を行った労働保険料等（年度、労働保険料、一般拠出金）を記載
- 金額の記載はしない

債務承認を行った労働保険料等の金額は記載しない

平成 年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官
〇〇労働局長殿

債務承認を行った年月日を記載

(所在地・事業場名)

債務承認を行った者（所在地、事業場名、代表者氏名）を記載

(代表者氏名・押印)

事業主又は権限を委任された者の名義で徴収することができない場合は、しかなるべき職責にある者